

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 国際船舶^{※1}について、我が国の外航海運事業者を取り巻く環境の変化を踏まえて、現行の5類型（①近代化船、②新マルシップ混乗船、③承認船員配乗船、④LNG 運搬船、⑤RORO 船）を2類型（①承認船員配乗船、②代替燃料船）に見直した上で、国際船舶の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（船舶価格の1/6）に1/3を乗じて得た額とし、国際船舶のうち特定船舶^{※2}の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（船舶価格の1/6）に1/6を乗じて得た額とする。</p> <p>※1 国際船舶：日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なもの</p> <p>※2 特定船舶：事業基盤強化計画を作成し国土交通大臣の認定を受けた造船所で建造し、国土交通大臣の認定を受けた特定船舶導入計画に基づいて導入する、安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3第4項、附則第15条第8項 地方税法施行規則第11条の2、附則第6条第27項、同条第28項 海上運送法第39条の19、第39条の20、第44条の2、第44条の3、第45条 海上運送法施行規則第42条の14、第42条の15、第43条、第44条、第45条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲969) [平年度] — (▲1,136) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国際船舶の増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し、日本商船隊の国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の99.6%を海上輸送に依存しており、そのうち66.2%を我が国の外航海運事業者が担っている。 近年の国際情勢により経済安全保障の確立の機運が高まる中、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保が喫緊の課題となっており、その中核を担う国際船舶の確保を図ることが極めて重要である。 そのためには、国際船舶の保有に係るコストを軽減することにより、外航船舶の保有に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国との競争環境を整える必要がある。また、世界単一市場の中で熾烈な国際競争に晒されている我が国の外航海運事業者が、安全や環境負荷低減といった国際的・社会的ニーズに応え競争力を高めるため、安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶（特定船舶）の導入を促進するため、本特例措置を延長することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系の中での位置づけ】 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は約450隻と試算されたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標：56 国際船舶の隻数</p>												
	政策の達成目標	<p>国際船舶の隻数を、令和8年央までに345隻に増加させるとともに、最終的には外航日本船舶を約450隻確保する。 我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和7年度を目処に外航船舶については約30%の普及を目指す。</p>												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年度～令和8年度）												
	同上の期間中の達成目標	<p>国際船舶の隻数を、令和8年央までに345隻に増加させる。 新たに就航する新造の国際船舶のうち20%を特定船舶にする。</p>												
	政策目標の達成状況	<p>令和5年央の国際船舶は306隻であり、前年（令和4年央）と比べて34隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、外航日本船舶を450隻確保する目標に向け、引き続き取り組む必要がある。 また、特定船舶については、令和3年の制度創設以降、新たに就航した新造の国際船舶のうち特定船舶は年間約20%であるが、引き続き安全・環境性能に優れた高品質な船舶の導入に取り組む必要がある。</p>												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用隻数（隻）</td> <td>231</td> <td>240</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>969</td> <td>1,038</td> <td>1,107</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	適用隻数（隻）	231	240	249	減税見込額（百万円）	969	1,038	1,107
		令和6年度	令和7年度	令和8年度										
適用隻数（隻）	231	240	249											
減税見込額（百万円）	969	1,038	1,107											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置により、国際船舶の保有に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。</p>													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置（登録免許税）</p>												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					
	要望の措置の妥当性	<p>現行の措置を引き続き講じることは、国際船舶の保有に係るコスト軽減によりその増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するとともに、国際的・社会的に求められている安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶の導入を促進し、国際競争力強化に資するものであり、本要望の措置は妥当である。</p>																					
税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1" data-bbox="405 439 1508 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用隻数 (隻)</td> <td>151</td> <td>183</td> <td>191</td> <td>193</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>580</td> <td>709</td> <td>782</td> <td>765</td> <td>754</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局調べ及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づく（年度は納税年度）</p>						平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	適用隻数 (隻)	151	183	191	193	192	減税額 (百万円)	580	709	782	765	754
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																		
適用隻数 (隻)	151	183	191	193	192																		
減税額 (百万円)	580	709	782	765	754																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>①課税標準（固定資産の価格） ②適用実績 令和元年度 55,850,972 千円 令和 2 年度 88,530,864 千円 令和 3 年度 87,964,980 千円</p>																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例措置により、国際船舶の保有に係るコストが軽減され、外航船舶の保有に対して税負担の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。</p>																						
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和 5 年央までに 293 隻に増加させる。 ・日本商船隊の輸送量を維持（過去 5 年平均 1,000 百万トン）する。 																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和 5 年央の国際船舶 306 隻であり、前回要望時の達成目標を達成した。 一方、日本商船隊の輸送量は、平成 30 年に 1,032 百万トンであったが、それ以降は新型コロナウイルス感染症等の影響で減少傾向であり、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の平均輸送量は 952 百万トンと 1,000 百万トンを下回っている。</p>																						
これまでの要望経緯	<p>平成 8 年度 創設（国際船舶の課税標準を 1/15 とする特例措置を創設） 平成 9 年度 拡充（国際船舶の軽減措置の対象に海外から譲渡を受けた船舶を追加） 平成 11 年度 拡充（国際船舶の対象に、日本人船長及び機関長の 2 名配乗する船舶を追加） 平成 14 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 23 年度 拡充（非課税化を要望するも認められず平成 24 年度以降の検討課題とされた） 平成 24 年度 拡充（国際船舶の課税標準を 1/18 に拡充、外国貿易船の課税標準の特例廃止） 平成 27 年度 延長 平成 30 年度 延長（近代化船を対象から除外） 令和 3 年度 拡充（国際船舶のうち特定船舶の課税標準を 1/36 に拡充）</p>																						